

令和7年度第3回青梅市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和8年1月15日(木)

開会 午後1時30分

閉会 午後2時48分

場 所 青梅市役所議会棟大会議室

委嘱委員(14人)

潮 大輔	山崎 悦子	國生 隆利	佐久間俊子	土田 大介
江本 浩	百瀬 澄雄	田中 三広	金子 勉	榎戸 謙二
岩波 秀明	三宅 明彦	佐瀬 一俊	天野 秀春	

出席委員(12人)

潮 大輔	山崎 悦子	國生 隆利	土田 大介	江本 浩
百瀬 澄雄	金子 勉	榎戸 謙二	岩波 秀明	三宅 明彦
佐瀬 一俊	天野 秀春			

欠席委員(2人)

佐久間俊子 田中 三広

説明のために出席した者の職氏名

市 長 大勢待利明	市民部長 中村幸子
保険年金課長 山口 剛	収納課長 加藤 博之
健康福祉部主幹 江川 弘子	給付係長 朝永 勇樹
資格賦課係長 新保 幹	特定健診係長 小沼 彩子
給付係主任 高橋 亜由美	

傍聴者 3人

議事日程

1 会議録署名委員の指名

2 報告事項

(1) 令和7年度青梅市国民健康保険特別会計3月補正予算(案)および令和8年度青梅市国民健康保険特別会計当初予算(案)について

(2) 訴えの提起について

3 協議事項

令和8年度の国民健康保険税税率等の改定について

4 連絡事項

- (1) 今後の会議日程等について

△市長挨拶

○市長 本日は、第3回目の国民健康保険運営協議会に御多忙のところ、御出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より国民健康保険事業をはじめ、市政全般に多大なる御理解と御協力を賜り、この場を借りて改めて感謝申し上げます。

さて、2月15日は青梅マラソンという事で、前日14日に私の母校である青山学院大学の原監督が開会式のトークショーにゲストで来る予定になっております。今や常勝軍団ですけれども、以前は陸上部があったのかぐらいのときで、ここ十何年かけてここまで強豪校になったのを見ますと、将来を見据えて一つ一つ練習もしくは何かを積み重ねていくとここまで変わるのかというのを改めて実感しております。

しかしながら、目先のこともどうするか非常に大事だと考えておりまして、国民健康保険につきまして、令和8年度は子ども・子育て支援金が導入される予定となっており、また年末に明らかとなった来年度の診療報酬改定は、全体で2.22%のプラス改定となるなど、保険者を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

さらに、国民健康保険においては、令和18年度の保険料算定までに、国から都道府県単位での保険料統一が求められており、当市の国民健康保険税についてもこれまで以上に難しい対応が求められる状況にあります。

7月の第1回協議会では、保険税改定について諮問させていただき、委員の皆様にご審議をいただきまいました。本日は協議会としての御意見を取りまとめたばかりの予定と伺っております。

協議会の貴重な御意見を真摯に受け止める所存ですので、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 本日はお忙しい中、青梅市国民健康保険運営協議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の会議は、佐久間委員と田中委員から事前に欠席の御報告をいただいておりますが、ほかの委員の出席数が会議の定足数に達しておりますので、会議が成立いたしておりますことを御報告させていただきます。

それでは、お手元にお配りしてございます会議日程に従いまして、進めさせていただきます。本日は報告事項2件、協議事項1件、連絡事項2件でございます。皆さんの御協力をいただき、概ね15時頃までの会議時間を目途に、スムーズに進行できますようお願いいたします。

本運営協議会の会議については、公開とすることが定められておりまして、また傍聴人に関する規定も定められているところです。

本日は、3名の傍聴の希望がありますので入室していただきます。

△「日程1」 会議録署名委員の指名

○議長 日程1、会議録署名委員の指名を行います。

本協議会の会議規則では、会議録を作成し、議長および指名された2名以上の委員が署名することとされております。

私から、会議録署名委員を指名させていただきます。今回は、土田委員と江本委員のお二人にお願いしたいと思います。

後日、本日の会議の会議録を、事務局が作成しますので、その会議録を確認の上、御署名いただきますようお願いいたします。

△「日程2」 報告事項

○議長 それでは、日程2、報告事項に入ります。

(1) 令和7年度3月補正予算(案)および令和8年度当初予算(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○保険年金課給付係長 それでは、報告事項(1) 令和7年度青梅市国民健康保険特別会計3月補正予算(案)および令和8年度青梅市国民健康保険特別会計当初予算(案)について説明いたします。

資料1につきましては、現段階での予算案であり、今後、変更する可能性もございます。あらかじめ御承知おきください。

それでは、はじめに令和7年度3月補正予算案について説明いたします。

資料1の2ページをお開きください。

まず、歳出についてであります。ページ右側の表を御覧ください。

1の総務費は、人件費の減に伴い、271万3千円を減額しようするものであります。

2の保険給付費は、本年度の給付実績にもとづき、5,000万円を増額しようするものであります。

5の保健事業費は、本年度の特定健康診査等の実施状況にもとづき、960万円を減額しようとするものであります。

7の諸支出金は、国への返還金額が確定したことにより、60万1千円を増額しようするものであります。

なお、3の国民健康保険事業費納付金については、補助金等の変更に伴い財源額を変更するもので、予算額の補正は行いません。

続きまして歳入であります。ページ左側の表を御覧ください。

1の国民健康保険税については、当初予算編成時の想定よりも被保険者の所得は増加したものの、収納率が伸び悩んだことにより、143万2千円を減額しようするものであります。

3の都支出金については、先に歳出にて御説明いたしました保険給付費の増額分が普通交付金となること、および特別交付金の増額が見込まれることから、5,131万9千円を増額しようするものであります。

4の繰入金については、産前産後保険税減免対象者の増加に伴い繰入金が増額する

一方、法定繰入額の確定により保険基盤安定繰入金等が減額することから、1,602万1千円を減額しようとするものであります。

以上が令和7年度3月補正予算案の内容であります。

詳細につきましては、資料の3ページから6ページに記載してございますので、後ほど御覧いただければと存じます。

続きまして、令和8年度当初予算案について説明いたします。

資料の7ページをお開きください。

まず、歳出についてであります。ページ右側の表を御覧ください。

2の保険給付費については、一人当たり医療費についての増額を見込むものの、被保険者数の減少を考慮し、前年度より1億3,116万1千円減の95億1,752万5千円を見込んでおります。

3の国民健康保険事業費納付金については、東京都が交付する保険給付費等の普通交付金、後期高齢者支援金、介護納付金、そして令和8年度から開始する子ども・子育て支援金の財源として、市が保険税収入などをもって納付するものであります。令和8年度は、前年度より8,534万円減の39億4,153万7千円を見込んでおります。なお、昨日東京都から新たな納付金額が提示され、資料に記載しております支出金額から6千万円余の減額となる見込みです。

5の保健事業費については、特定健康診査実施委託料の減等により前年度より1,518万5千円減の1億7,805万円を見込んでおります。

続きまして歳入であります。ページ左側の表を御覧ください。

1の国民健康保険税については、被保険者数の減少を見込み、前年度より2,300万4千円減の24億7,951万1千円と見込んでおります。なお、税率等については、このあとの協議事項で事務局案として提示させていただきます改定率で積算を行っております。

2の国庫支出金については、令和8年度から開始する子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修に伴う補助金として、822万5千円を見込んでおります。

3の都支出金については、先に歳出にて御説明いたしました保険給付費の減額を見込んだことに伴い、普通交付金を減額見込みとしたことから、前年度より1億3,609万4千円減の96億9,336万4千円を見込んでおります。

4の繰入金については、全体で、前年度より8,211万円減の16億8,599万5千円を見込んでおります。このうち、国民健康保険事業の赤字補てんとなる財源補てん繰入金については、前年度より3,855万円4千円減の8億2,436万9千円を見込んでおります。

6の諸収入については、延滞金、第三者納付金および返納金について実績に基づいて積算を行い、前年度より40万1千円減の2,290万4千円を見込んでおります。

以上、歳入歳出ともに合計額は、前年度より2億3,400万円、1.7%減の138億9千万円にしようとするものであります。

最後に、一般会計繰入金、被保険者数、保険給付費の経過について御説明いたします。

資料 8 ページをお開きください。

一般会計繰入金の平成 31 年度からの推移であります。

先ほど、歳出 3 の国民健康保険事業費納付金の説明でも触れましたが、国民健康保険事業費納付金の主な財源は、保険税、国および都からの支出金、法定の繰入金等があります。

この合計額が納付金額に不足する分は、一般会計からの財源補てん繰入金で賄うこととなります。

この資料においては、法定の繰入金と財源補てんの繰入金を棒グラフにして、経年でお示しいたしました。

財源補てん繰入金については、国や東京都からの交付金の増減などにより、年度によりばらつきはございますが、基本的には多額の繰入れによって運営している状況であります。

この繰入額をゼロにする方策として、保険税率の改定や収納率の向上、医療費の削減等が挙げられ、保険税率の改定につきましては本協議会の議題とさせていただきます。

次に、9 ページをお開きください。

被保険者数および保険給付費の平成 31 年度からの推移であります。

御覧のとおり、被用者保険等の適用拡大および団塊世代の後期高齢者医療制度への大量移行などにより被保険者数が減り続けているものの、保険給付費はさほど減少していない状況が続いております。

以上、大変雑ぱくではございますが、令和 7 年度青梅市国民健康保険特別会計 3 月補正予算（案）および令和 8 年度青梅市国民健康保険特別会計当初予算（案）についての報告とさせていただきます。

○議長 説明は終わりました。本件について、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○委員 最後の 9 ページで、これからの税率の改定の議論にも関連しますが、被保険者数がずっと減少しているというグラフで、今説明の中で後期高齢者への移行と、適用拡大が要因と言われましたが、その辺りが国保の財政にとってどう働くのか、要は若くて健康な人が抜ける、特にそういう人の所得が高い場合には国保にとっては非常に痛手といいますか、お医者さんにかからない人で、税負担能力が高い人が抜けると結構影響が大きいと思うんですけど、その辺りを事務局としてどう認識をされているのかを参考にお聞きしたいと思います。

○保険年金課長 委員の仰るとおり、今回被保険者が減っている主な要因として説明

しました通り、社保の適用拡大と、団塊の世代の方の後期高齢者医療制度への移行の影響が大きいです。

やはりこれらの世代の方は、比較的所得が高く、まだまだ元気な方もいらっしゃるというところで、かなり厳しい状況になっていくということは認識しているところでございますが、国保なので一定程度は自営の方とかもいらっしゃいますので、全体を見ながら被保険者数の動向には引き続き注視しながら議論を進めさせていただければと考えているところでございます。

○議長 ほかにございませんか。

○委員 3ページの歳入の補正額についてなんですけど、4番の滞納繰越分が4,100万減額で一番大きい減額となっていますが、この主な要因と、特別徴収と普通徴収の割合を、もしおわかりでしたら教えていただきたい。

○保険年金課長 特別徴収の割合につきましては、金額ベースでなく数量ベースで見ますと、全体に占める15%ぐらいが特別徴収の対象者という形でこちらから納税通知書を送っております。

○収納課長 滞納繰越分の金額の増額ですけれども、元々、滞納繰越は御存知の通り特別徴収はございません。全て普通徴収で収納しております。

収納率は昨年直近のデータですと、11月末時点では滞納繰越分に限って言うと昨年度と同じ15.7%で、昨年同月比と全く同じでございます。要因としましては、調定額が7年度増えてしまったというのが主な要因だと捉えております。

○議長 ほかにございませんか。

質問がないようですので、次に移ります。

次に、(2) 訴えの提起についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○保険年金課給付係長 それでは、報告事項(2) 訴えの提起について説明いたします。資料2を御覧ください。

こちらは議決をいただきました議案の写しであります。

7月の運営協議会の補正予算案の中で説明を行いました、第三者行為の加害者に対する訴えの提起について、12月の市議会定例会で議決をいただきましたので、御報告となります。

項番2、事件の概要を御覧ください。

(1)のとおり、相手方は、平成30年8月25日に青梅市国民健康保険被保険者との間で交通事故を発生させたものであります。

飛びまして、(3)のとおり、青梅市は、令和3年1月に相手方に対し、14万9,380円の損害賠償請求を行い、納期限までに支払が行われなかったため、令和3年3月以降相手方に対して、督促や催告等再三の損害賠償請求を行ったが、支払の履行がされなかったため、(4)のとおり、滞納している損害賠償金等の支払を求める訴えを提起するものである。

飛びまして、項番4、訴訟遂行の方針を御覧ください。

(1)に記載がありますとおり、現在少額訴訟手続きの提訴に向けて、準備を進めているところであります。

以上、大変雑ぱくではございますが、訴えの提起についての報告とさせていただきます。

○議長 説明は終わりました。本件について御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○委員 60万円以下の金銭の請求なので少額訴訟手続きという形だと思うんですけど、通常の保険税の滞納等について訴訟はやっていないのか、督促とかで通常終わって、訴訟まで発展するのはそれほど件数がないという形よろしいでしょうか。

○収納課長 保険税等の滞納の分で、現在訴訟まで行ったという案件はございません。多くは差し押さえ等を積極的に行いながら収納に繋げているのが現状でございます。

○委員 今の関係で、強制徴収の件ですけれども、結構な割合で強制徴収はされてらっしゃるのでしょうか。いわゆる差し押さえとかを滞納の場合行うのは一般的ですけど、そういったのは結構多いのかどうなのか、強制徴収しても取れない人もいますでしょうかけれども、割合でどの程度行ってらっしゃるのかと思ひまして。

それと、保険税の方もそうですけど、保険給付の方もこういった案件は他にもあるのかというもお聞きしたいと思ひます。

あと一般的に思ひますのは、国保税を払わないということは、市民税住民税も払っていないケースも多い気がしますけど、そういう場合に市としてはどういう対応されているのか気になるところです。

○保険年金課長 すいません、先に給付の方の状況について御案内させていただきます。

今回の第三者行為は交通事故によるものでして、大体は交通事故ですと、通常任意保険や強制保険に加入されているパターンがほとんどですので、まずこちらとしては保険会社の方に請求することでほぼ回収ができております。

ただ、今回の事例に関しては、まず、任意保険に入っていなかった方が加害者だったというところと、あとその強制保険につきましても、被害にあわれた方自身の給付

にも使われていたことがございまして、こちらから保険に請求することができなかった、という部分で、直接加害者に請求させていただいている案件でありますので、事例としてはかなりレアなものになっております。

現時点ではこれ以外で給付の方で発生しているものはありませんが、起こらないとも限らないというのが実態でございます。

○委員 14万円の請求としても、当然それに対する訴訟費用だとか、弁護士さんに頼んでいいのかかわからないですけど、そういった費用を含めると費用対効果もどうなのかなっていう気がしなくもないですけどね。

○保険年金課長 今回は少額訴訟ということで、当市にも弁護士資格を持った職員もおりますので、協力を受けながら、職員で今回はやる予定でございます。

それに伴う経費は一定程度発生しますが、やはり公の機関ということでそこはしっかりと適正な徴収に努めたいということで、今回こういう形で訴えを起こそうというものでございます。

○収納課長 差し押さえの状況でございますが、昨年度の実績で3,718万円が差し押さえの税額になります。件数で178件となっております。

こちらの増減でございますが、例えば5年前、令和元年度と比較した場合の金額および件数は、結論から申しますと減っております。

元年度は4,461万8,000円、件数は2,900件で、件数はかなり減っておりますので、分析をいたしますと1件当たりの、おそらく差し押さえ金額は令和元年度の方が少なかった、それに対して令和6年度の方は、件数が減ってる割には金額が減ってないので、1回あたりの金額はかなり多かったというようなことは言えますが、5年前と比較いたしますと、差し押さえ件数、金額とも減ってるような状況でございます。

あと、お見込みのとおり国保税を滞納している方は、国保税だけではなく、市民税の滞納もあわせてという方が相当数いらっしゃいます。

しかし、元々国保税で滞納される方の多くが普通徴収だとすると、所得がかなり低額の方が多く占めており、住民税の非課税世帯の方が多く含まれております。

ですので金額的には、一般の現役世代の特に社会保険などに加入するサラリーマン世代と比べると、金額はごく少ない割合というふうには捉えております。

ただ、やはり国保税だけでなく、当然市税もですね、また年齢等にもよりますが介護保険料ですとか、そういったものも併せてですね、滞納されてる方は一定数いらっしゃるというのが現状でございます。

○議長 ほかにございせんか。

質問がないようですので、次に移ります。

△「日程3」 協議事項

○議長 それでは、日程3、協議事項に入ります。

令和8年度の国民健康保険税税率等の改定についてを議題といたします。

本日は諮問に対する答申ということで、結論を出さなければならないということになります。

前回の会議でも説明がありましたように、保険者にとっても、また被保険者にとっても非常に重要な事項であります。

委員の皆さまからの御意見を踏まえまして、事務局から改定案が資料として示されておりますので、まず事務局から説明をお願いします。

○保険年金課長 それでは、令和8年度の国民健康保険税税率等の改定について御説明させていただきます。

まず、前回、委員から他団体の状況について御意見をいただきました、直近の近隣市町村の税率等の改定の動向についてであります。資料はございませんが、令和8年度の他市町村の税率等改定の動向について報告させていただきます。

毎年、東京都市国民健康保険協議会財政対策特別委員会で、多摩地区30市町村の国民健康保険税率の改定にかかるアンケートを行っており、ここで12月末日現在の状況がとりまとめられました。

資料については、取扱注意となっておりますことから、口頭での説明のみとさせていただきます。情報についてはくれぐれも御注意いただきますようお願いいたします。

結果であります、令和8年度での改定の可否につきまして、「改定する」と答えた自治体が青梅市を含めまして28自治体、「未定」が2自治体となっております。「改定する」と答えた自治体のうち「子ども・子育て支援金分のみ改定する」と答えた団体が6自治体となっております。

なお、別の調査において、子ども・子育て支援金分の税率については、全ての自治体で標準保険税率を採用予定ということ把握しております。

このアンケートは今後も継続され、当協議会開催後の1月下旬頃には各市町村の状況が判明してくるものと思われまますので、現時点での他の市町村の税率等改定の動向として、御参考にしていただければと存じます。

それでは、資料3を御覧ください。

3ページ目を御覧ください。第2回協議会における委員の皆さまからの主な御意見であります。

- ・3つのパターンで改定案を提示させていただきましたところ、パターン2およびパターン3に対する支持が多い
- ・物価高や医療費の上昇など、今後の外部環境の変化への懸念
- ・一部自治体の大幅な税率改定に対する懸念
- ・改定回数などは今後の状況に合わせて柔軟な対応

・特定健康診査などの保健事業の周知

といった意見をいただきました。

これらの御意見を踏まえまして、次の4ページ、5ページでパターン2とパターン3の修正版を作成いたしました。

4ページをお願いします。

パターン2は毎年度改定を実施するパターンであります。前回と異なる点がありますが、まず、推計にあたり各種の基礎数値を見直しました結果、第2回でお示しした保険税率等は変更はありませんが、調定額について変更がありまして、令和8年度の改定率は医療・支援・介護分の合計で5.5%から、表右端の改定率の括弧書きに記載とおり4.5%となっております。

これに、昨日、都から通知されました子ども分を加算しますと、合計で8.9%の改定となっております。

次に、委員から御指摘をいただきました、子ども分の令和11年度以降の税率については、国の方針のとおりとなるように修正させていただいております。

5ページをお願いします。

パターン3についても、同様の修正をさせていただきました。

つづいて、6ページをお願いします。

改定率の案であります。前回の協議会ではパターン2およびパターン3に対する支持が多く、パターン2、パターン3ともに令和8年度については、同じ税率でありますので、その率を採用しております。

なお、今年度の答申においては、令和8年度の税率改定のみを対象とさせていただきます。今後の改定回数や改定率については、もう少し協議のお時間をいただきたいと思っておりますので、事務局としては次年度以降の継続協議とさせていただきたいと考えております。

では表を御覧ください。まず、表の一番下の行に昨夜、都から示されました確定係数による青梅市の区市町村標準税率を記載しております。

次に、表中ほど改定案(b)を御覧ください。今回の事務局案としての数値であります。

左から、医療分の所得割を6.37%、均等割額を3万4,400円とし、一行下の改定差(a)-(b)はそれぞれ0.12ポイント、1,400円の増であります。

一つ右の支援金分は所得割を2.17%、均等割を1万2,700円とし、改定差はそれぞれ0.10ポイント、700円の増であります。

さらに右の、介護分は所得割を2.03%、均等割を1万3,800円とし、改定差はそれぞれ0.08ポイント、700円の増であります。

なお、ここに記載はございませんが、先ほど御説明しましたとおり、医療分、支援金分、介護分を合わせた調定ベースの改定率は4.5%を見込んでいます。

次に、さらに右の子ども分であります。税率については、所得割が0.31%、均等割が2,014円であります。

均等割の列の一番下の行の参考に記載してある項目について、若干補足をさせていただきます。前回の協議会では分かりにくかったため、御説明を省略させていただきましたが、均等割については、実際は均等割と18歳以上均等割の2つに分かれております。

子ども分については、18歳未満の被保険者に対しても、均等割を一旦賦課、その後同額を軽減します。そして、軽減した額の総額を18歳以上の被保険者数で除した金額を18歳以上均等割として、18歳以上の被保険者に賦課される仕組みとなっております。結果として、賦課される被保険者については、合計した2,014円となり、18歳未満の被保険者は0円となるものであります。

なお、子ども分についても、分かりやすいように数値で記載しましたが、実際は表下部の※のとおり、答申にかかる事務局案としては、都全体の方針に従うことや、次年度以降の対応含め、「都が算定する青梅市の区市町村標準税率」と文言により記載を行う方向とさせていただきたいと考えております。

この結果、子ども分を含めた全体の調定ベースでの改定率は8.9%と見込んでおります。

7ページを御覧ください。改定案による、モデルケース別の保険税の比較をお示しさせていただきました。

モデルケース1は65歳以上の単身世帯で年金収入が150万円の場合となります。左側の表の現行税率では年間で合計1万3,500円が、右側の表の改定案では1万4,700円となり、1,200円の増となります。

モデルケース2は65歳以上の2人世帯を想定したモデルケースです。同じく、現行では年間で合計15万2,600円が、改定案では16万4,200円となり、1万1,600円の増となります。

モデルケース3は現役世代の4人世帯を想定したモデルケースであります。現行は年間で合計52万7,500円が、改定案では56万400円となり、3万2,900円の増加となります。

8ページをお願いします。

最後に、令和8年度に予定されています、国保税に関する制度改正について御説明させていただきます。

1の賦課限度額ですが、医療分について1万円引き上げられ、子ども分については3万円が限度額として設定されますので、全体では4万円の引き上げが予定されています。

2の保険税軽減にかかる判定所得に使われる金額の引上げについては、5割軽減で5,000円の引き上げ、2割軽減で1万円の引き上げられ、それぞれ対象者の拡大が予定されているところであります。

以上、大変雑ぱくではありますが、令和8年度の国民健康保険税税率改定についての説明とさせていただきます。

○議長（金子勉） 説明は終わりました。本件について、御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

2パターン3パターンということで、前回お話をさせてもらいましたが、改めて共通している当面の令和8年度だけを取りあえず協議してもらって、9年度以降はまたその都度数値等を見ながら協議をしていくということです。

ですから、この令和8年度の税率改定案につきまして、皆様の御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

○議長 委員どうでしょうか。

○委員 前回私はパターン2の方、毎年少額の増加という形で意見を出させていただきましたが、今回その区切りはまた別として、8年度の増という形で、パターン3も同じであれば、私としてはあまり一気にはあげない方がいいという意見でしたので、こちらであればパターン2も3もほぼ8年度は同じになりますので、この形で良いかなと思っております。

○議長 ありがとうございます。他にございませんか。

○委員 私もパターン2の支持者だったんで、よろしいかなと思います。

ただ、9年度以降はまた審議とわかるんですけども、大まかな方向性ぐらいは出しておいた方がいいのではないかなと思っている次第です。当然協議ですからまた変更はありますけど、パターン2の流れでいくのか3の流れでいくのかっていう位はと勝手に思います。

○議長 委員どうでしょうか。

○委員 私も同じです。方向性を出していただけるといいかなと。

○議長 委員どうでしょうか。

○委員 私は逆に3のパターンがいいかなと前回発言したんですけども、8年度っていう単年で見れば別にこれはこれでよろしいかと思えます。

ただ一つちょっと聞きたいのが、パターン2とパターン3で隔年、2年に1回改定するのと、毎年改正するので、行政上の負荷というか、コスト面も含めて、それに違いがあるのかどうかをちょっと聞いてみたいかなと思います。

○保険年金課長 やはり毎年度改定の方が、事務局側としての作業は少し増えます。改定をやらない年はこういった議論や試算といったものも必要ないので、その部分は

コストだけで言うと下がるという認識はしております。

ただパターン2と3につきましても、やはり今後、そもそものゴールが動くものなので、引き続きまだ検討をさせていただきたいというところが、事務局としての考えでございます。

○議長 よろしいですか。委員どうでしょう。

○委員 今後の事を絞っていくとなると、皆まだ御意見が定まってないようなので、そこを話し合っていけばいいんですけど、今回はこの単年度でということなので、よろしいのかなと思います。

○議長 委員どうでしょう。

○委員 前回私はパターン2という、単年度ということで、今またすごくインフレも進んでますので、今のタイミングで方向性まで決めるのは難しいというのは重々承知してるんですけども、やはりちょっと先送りし過ぎてしまいますと、どうしても比率的にも問題になりますので、次回までには方向性の案とか、そういうものもお示しいただきたいなと思っております。本日の時点では、特に異論ございません。

○議長 他にございませんか。大体皆さん同じような感じでしょうかね。

○保険年金課長 補足でよろしいでしょうか。

○議長 はい。

○保険年金課長 前々回御案内をしております通り、来年度、東京都の計画が改定となっております、先ほど御説明したその17年度に統一しようというのが、来年度明らかになる予定でございます。

そこが決まればそれに合わせて、青梅市も国民健康保険の財政計画の改定を来年度したいと事務局としては考えておりますので、来年度には、この2と3っていうのを先送りせずにある程度方向を決めたいと考えている所存でございます。

○議長 よろしいですか。

○議長 それでは、いろいろ御議論いただきましたが、令和8年度の国民健康保険税について意見をまとめたいと思います。

事務局からは、前回の委員会での御議論にもとづきまして、令和8年度の税率につきましては、「医療分・後期高齢者支援金分・介護分」を合わせて、4.5%の改定とし、

令和 8 年度から導入されます「子ども・子育て支援金分」につきましては「都が算定する区市町村標準税率」を採用し、改定率としては全体では 8.9%とする案でございます。

ここまでの議論から私としては、東京都において、令和 17 年度の決算において決算補てん等を目的とした一般会計からの繰入金の解消することを都下市区町村の共通の目標として検討されていること。

また、「子ども・子育て支援金分」につきましては「都が算定する区市町村標準税率」を採用することが、都としての共通方針となっていること。

そして、委員の皆さまからは住民生活への配慮を重視し急激な保険税の引き上げを避けながら段階的に標準保険税率に近づけていくべきであると、御意見をいただいております。

これらを踏まえますと、今回の改定は事務局から示された内容でよろしいのではないかと思います。

なお、事務局からも説明がありましたが、今後の改定回数や改定率については、現在、国では現役世代の負担軽減といった議論も行われていることでもありますので、今年度の当協議会においては令和 8 年度の税率改定のみを対象とさせていただきます、次年度の協議会の中で議論を継続することとさせていただきたいと思っております。

いかがでしょうか。何か御意見はありませんか。

〈「異議なし」と呼ぶ者あり〉

○議長 御異議なしとのことですので、令和 8 年度の国民健康保険税については、事務局案のとおりとすることに決定いたしました。

それでは、私と職務代理者の榎戸委員および事務局によりまして、別室にて、今日までの議論と採決の結果を答申案として取りまとめたいと思っておりますので、しばらく休憩いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。再開は 14 時 35 分とします。

午後 14 時 25 分 休憩

午後 14 時 35 分 開議

○議長 再開します。

答申案の準備が出来ましたので、資料の配付をしたいと思います。

それでは、答申案の朗読を事務局をお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、答申の案につきまして、朗読させていただきます。

青梅市長 大勢待 利 明 殿

青梅市国民健康保険運営協議会
会 長 金 子 勉

令和8年度青梅市国民健康保険税について（答申）（案）

令和7年7月24日付け青市保第283号をもって諮問のあった令和8年度青梅市国民健康保険税について、令和7年7月24日、同年11月20日および令和8年1月15日の3回の協議会において慎重な審議の結果、下記のとおり当運営協議会としての意見を決したので答申いたします。

記

1 税率改定について

国民健康保険制度は、我が国の国民皆保険制度を支える重要な制度であり、その財政運営は基幹財源である保険税を基本として補助金等を加え、独立採算で運営するのが大原則であります。被保険者の年齢構成や医療費水準の高さ、所得に占める保険税負担の重さなどによる財政構造上の問題を抱えております。

本市においても、被保険者数の減少により保険税収入が落ち込んでいる一方、高齢化の進展や一人当たりの医療費の増加から、都が算定する事業費納付金は増加傾向にあり、決算補填等を目的とした一般会計からの繰入金が増加が見込まれています。

また、厚生労働省が令和6年6月に策定した「保険料水準統一加速化プラン」においては、令和15年度、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの都道府県単位での保険料水準の完全統一が目標とされているところであります。

これに対応するために、住民生活への配慮を重視し、急激な保険税の引き上げを避けながら段階的に標準保険税率に近づけ、一般会計からの繰入金を削減し、保険財政の健全化を進めていくことが行政の責務であります。

以上のことから、本市において国民健康保険制度を持続的に維持するためには、段階的な保険税率の引き上げが不可欠であると考えます。

2 子ども・子育て支援金について

令和8年度から子ども・子育て支援金が導入されます。子ども・子育て支援金制度は子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援するものであり、具体的には児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などの財源として活用されるものであります。

なお、東京都では、この支援金課税額の税率等については区市町村標準保険税率を原則とする方針が示されているため、本市においても区市町村標準保険税率を採

用することが適切であると考えます。

3 その他要望事項

引き続き、医療費適正化対策として特定健康診査やデータヘルス計画による効果的な保健事業を通じて、医療費支出の抑制に努めるとともに、保険税の収納率向上に向け、取組みを一層推進することを要望します。

また、保険税率等の改定や子ども・子育て支援金の導入について、市の広報やホームページ等を通じて、その内容を広く、分かりやすく周知して頂くとともに、今後も公費負担の増額および交付金等の充実などを国や東京都に強く要望していただくことを望みます。

4 令和8年度の税率改定の具体的内容

当市の保険税率は、東京都が算出した標準保険税率と比較すると、所得割および均等割が低くなっています。国民健康保険事業の安定的な運営のため引き上げはやむを得ないと考えます。

なお、具体的な税率等については次頁の表のとおりです。

区 分	所得割	被保険者均等割
基 礎 賦 課	6.37%	34,400 円
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 賦 課	2.17%	12,700 円
介 護 納 付 金 賦 課	2.03%	13,800 円
子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 賦 課	東京都が算定する青梅市の 区市町村標準保険税率	東京都が算定する青梅市の 区市町村標準保険税率 (均等割・18歳以上均等割と も)

以 上

○議長 ただ今、事務局から答申案を朗読させましたが、文章の文言等で御意見、御質問のある方はいらっしゃいますか。

○議長 無いようですので、この答申案のとおり、答申をしたいと思います。

答申書ですが、ここに示されております答申案の(案)をとりまして、正式な答申書として作成し直し、私から後程、市長に提出させていただきますので、御了承をお願いいたします。

諮問をいただいた「令和8年度青梅市国民健康保険税について」は、委員各位の御協力をいただきまして、当協議会として、意見をまとめることができました。大変ありがとうございました。

△「日程4」 連絡事項

○議長 次に、日程4、連絡事項に入ります。

(1) 今後の会議日程等について、事務局の説明を求めます。

○保険年金課長 令和8年度は7月23日(木)、11月26日(木)、1月21日(木)の午後1時30分から3回を予定しております。標準保険料率の都からの提示時期を踏まえ、庁内調整を行いまして、11月と1月の日程を本年度よりも1週間遅くさせていただきました。御予定の程、よろしくお願ひします。

次に、記載はありませんが、2点ほど連絡でございます。

1点目ですが、令和8年分の源泉徴収税額表の変更に伴い、今回の報酬から委員の皆さまへの支給額が若干変更になりますので、御承知おきください。

2点目ですが、資料の事前送付についてであります。本年度、事務局では1週間前には郵便局へ渡しているものの、郵便事情の影響から、委員の皆さまへの資料の到着が遅くなっており、大変御迷惑をおかけしております。

この問題を解消するため、皆さまの方で問題なければ、来年度から事前送付は基本的には1週間前までに、メールで送付させて頂くとともに、紙面配布については協議会当日の席上配布とさせていただきたいと考えております。御意見等ございましたら、よろしくお願ひします。

○議長 説明は終わりました。本件について御質問、御意見等ございましたらお願ひします。

○委員 この答申の内容をもとに、議会で承認を受けるという流れですよね。その後、決定してホームページ等で御案内するとなっておりますけど、大まかにホームページ上で、改定率の新たなものが出るのはいつ頃が目途になりますか。

○保険年金課長 議決いただいた後、当年度中には当課のホームページを更新したいと考えておりますが、数字としては、おそらく議案を提出する時点で公にはなってくるとお思います。なので、議案としてホームページに載るのはもう少し早い時期の予定でございます。

○議長 他に質問がないようですので、この件については終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

ございました。

これもちまして、令和7年の第3回青梅市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。